

○建築基準の改正について

- 1) 石綿(アスベスト)及び石綿含有吹付けロックウールの使用禁止。
- 2) 増改築、大規模修繕・模様替えの際、原則、石綿(アスベスト)除去の義務付け。
- 3) (改正法施行前の面積の1/2未満の増改築、大規模修繕・模様替えにおいては、封じ込めや囲い込みの措置を許容。) 報告聽取や立入検査、石綿の飛散のおそれのある場合の勧告、命令。
- 4) 定期調査報告に石綿に関する項目が追加され、石綿の有無に関する調査状況についても閲覧対象化。
※ 工作物についても、石綿に関して建築物同様の規制が適用。

○労働安全衛生法・石綿障害予防規則(石綿則)

- 1) 石綿及び石綿を重量比0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用的禁止。
(平成18年9月1日改正・施行)
- 2) 石綿の除去・封じ込め・囲い込み作業の際の作業基準、届出。

○大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例(生活環境保全条例)

建築物の解体等の作業前の石綿の濃度測定などの事前調査や届出。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

石綿を含む吹付け材、保温材、石綿を含む成形板等の取扱い、処理等。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

建築物等の解体工事等の届出。(届出の際に石綿の付着の有無の記載要)

○各法令の規則対象アスベスト含有建材

| | | 建築基準法 | 労働安全衛生法・石綿則 | 大気汚染防止法、生活環境保全条例 | 廃棄物処理法 |
|-----------|---------------------|-------|-------------|----------------------|--------------------------------|
| レベル1 | 吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール | 規制対象 | 規制対象 | 規制対象 | 規制対象 (特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として規制) |
| | ひる石・パーライト吹き付け | | | | |
| レベル2 保温材等 | | | | | |
| レベル3 成形板等 | | | | 規制対象 (生活環境保全条例のみ) | 規制対象 (石綿含有産業廃棄物として規制) |

○各法令の取扱いの違い等

| | 建築基準法 | 労働安全衛生法・石綿則 | 大気汚染防止法、生活環境保全条例 | 廃棄物処理法 |
|----------|-------------------|----------------------------|-------------------|---------------------------|
| 作業基準 | × | ○ | ○ | ○ (保管基準、処理基準等) |
| 大気中の濃度基準 | × | × | ○ (敷地境界基準) | × |
| 届出 | × | ○ | ○ | × |
| その他 | 増改築時の石綿の除去等の義務付け等 | 石綿を含有する物の製造、輸入、譲渡、提供、使用禁止等 | 建築物解体時等の事前調査及び表示等 | 産業廃棄物管理責任者等の選任、マニフェストの交付等 |

○：規定あり

×：規定なし



- ・レベル1 石綿則に基づくマニュアル(建災防)が定めている分類で「吹き付けアスベスト」解体時に飛散するおそれが大きい
- ・レベル2 石綿則に基づくマニュアル(建災防)が定めている分類で「保温材」「耐火被覆板」「断熱材」など
- ・レベル3 石綿則に基づくマニュアル(建災防)が定めている分類で「成形板」サイディング、スレート、など